



鳥取県公報

平成17年 8月31日(水)
号外第131号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (89) (職員課)	1
企業局管 理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (5) (総務課)	11
病院局管 理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (6) (総務課)	14

———公布された規則のあらまし———

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

現業職員の給与について、同一又は類似の職種の国及び民間事業の従事者の給与等を考慮し、必要な改正を行う。

2 規則の概要

(1) 給料表の改定

給料表を5級制(現行 4級制)による給料表に改める。

(2) 職務の級の分類

職員の職務を5級制の職務の級に分類する。

(3) 給料の調整額に係る調整基本額表の改定

(1)に伴い、調整基本額を改める。

(4) 所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

施行期日は、平成17年9月1日とする。

職務の級、号給等の切替え等を行う。

所要の経過措置を講じる。

現業職員の給与の特例に関する規則について所要の改正を行う。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第89号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等及び別表の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u>）<u>にあつては、その額に職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があ</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、<u>その適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>現業職給料表(1)</u> <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員</u></p> <p>(2) <u>現業職給料表(2)</u> <u>再任用職員</u></p> <p>2 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u>）<u>にあつては、その額に職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があ</u></p>

るときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。ただし、その額が給料月額^の100分の25を超えるときは、給料月額^の100分の25に相当する額 (短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(職務の級)

第3条 略

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第3条の2 略

2及び3 略

4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。)の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

5 略

るときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。ただし、その額が給料月額^の100分の25を超えるときは、給料月額^の100分の25に相当する額 (短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(職務の級)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、再任用職員の職務の級は、1級とする。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第3条の2 略

2及び3 略

4 前3項の規定にかかわらず、再任用職員の給料月額は、給料表に掲げる給料月額のうちから、その者の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定する。

5 略

別表第1 (第2条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,600	218,200	262,300	313,800
2	124,300	226,200	270,800	323,700
3	128,100	234,600	279,400	333,600
4	131,900	243,500	288,000	343,300
5	134,400	252,500	296,400	352,700
6	138,800	260,900	304,800	361,900
7	143,300	279,400	310,900	370,900
8	148,500	288,000	320,200	379,600
9	154,300	296,400	329,500	388,000
10	160,200	304,800	338,700	395,300
11	166,500	310,900	348,000	404,600
12	177,400	320,200	357,200	413,200
13	184,400	329,500	366,100	421,100
14	190,200	338,700	374,800	426,900
15	195,500	348,000	382,300	432,500
16	205,700	357,200	387,800	436,300

17	213,300	366,100	392,800	440,000
18	221,100	374,800	400,500	443,900
19	229,000	382,300	405,200	447,500
20	236,400	387,800	409,400	451,100
21	252,500	392,800	412,900	
22	260,900	396,200	416,600	
23	269,300	399,700	420,100	
24	277,600	403,100	423,600	
25	285,700	406,500	427,100	
26	296,400	409,900		
27	304,800	413,300		
28	313,100	416,700		
29	321,100			
30	328,500			
31	335,900			
32	343,100			
33	348,600			
34	353,300			
35	357,300			
36	360,600			
37	363,400			
38	366,300			
39	368,800			
40	371,300			
41	373,800			
42	376,400			
43	379,000			
44	381,600			

イ 現業職給料表(2)

職員の級	給料月額		
	第1類	第2類	第3類
1 級	150,100円	187,400円	215,300円

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700

	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900
再任用	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100
職員以	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600
外の職	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300
員	17		240,100	285,000	337,600	357,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600
	19		244,800	291,900	344,000	363,400
	20			294,200	346,300	366,300
	21			296,100	348,500	368,800
	22			298,100	350,800	371,300
	23			300,000	353,000	373,800
	24			302,000	355,200	376,400
	25			303,900	357,600	379,000
	26			305,700	359,800	381,600
	27			307,600	362,100	
	28			309,600	364,300	
	29			311,500		
	30			313,400		
	31			315,300		
	32			317,100		
再任用		150,100	187,400	215,300		
職 員						

別表第1の3 (第2条の2関係)

調 整 基 本 額 表

職員の区分	職務の級	調 整 基 本 額
再任用職員 以外の職員	1 級	10,200円。ただし、1号給から11号給まで
		5,100円
		12号給から15号給まで
		6,500円
		16号給から20号給まで
		8,500円
		21号給から25号給まで
		9,800円

	2 級	10,800円。ただし、1号給から6号給まで 9,800円 7号給から10号給まで 10,200円
	3 級	11,300円。ただし、1号給から6号給まで 10,200円 7号給から17号給まで 10,800円
	4 級	11,900円。ただし、1号給から9号給まで 11,300円
再任用職員	1 級	第1類 5,100円 第2類 6,500円 第3類 8,500円

別表第1の3 (第2条の2関係)

調 整 基 本 額 表

職務の級	調整基本額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,298円
4 級	9,800円
5 級	10,200円

別表第2 (第2条、第3条関係)

級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、技工、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、 <u>運転士、守衛、交換手、技工、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務</u>
3 級	

別表第2 (第2条、第3条関係)

級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、技工、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父、 <u>医療計算士又は検査助手の職務</u>
2 級	1 <u>車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務</u> 2 <u>主任の職務</u>
3 級	1 <u>現業主幹の職務</u> 2 <u>困難な業務を行う車庫長、車庫主</u>

	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、守衛、交換手、技工、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技手、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
4 級	車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務
5 級	困難な業務を行う車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務

	任、守衛長又は副守衛長の職務
4 級	困難な業務を行う現業主幹の職務

別表第 3 (第 3 条の 2 関係)

初 任 給 基 準 表

学歴免許	初 任 給
高 校 卒	1 級 3 号給

備考 略

別表第 3 (第 3 条の 2 関係)

初 任 給 基 準 表

学歴免許	初 任 給
高 校 卒	1 級 6 号給

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この規則の施行の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧職務の級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新職務の級」という。)は、当該職員に適用される職員の区分、旧職務の級及びその者が切替日の前日において受けていた号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)に応じ、同表の新職務の級の欄に定める職務の級とする。ただし、切替日の前日から引き続き在職する職員であってその者の職務が切替日の前日から引き続き車庫長、守衛長、副守衛長又は車庫主任の職の職務であるものの新職務の級は、5級とする。

(号給等の切替え等)

3 前項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2のアの表及びイの表の期間の区分の欄に期間の定めのある旧号給等であるものの切替日における号給又は給料月額(以下「新号給等」という。)は、旧職務の級、旧号給等及び旧号給等を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給等の欄に定める新号給等とする。

4 附則第2項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2のアの表及びイの表の期間の区分の欄に期間の定めのない旧号給等であるものの新号給等は、旧職務の級及び旧号給等に応じ、同表の新号給等の欄に定める新号給等とする。

5 附則第3項又は前項の規定により新号給等を決定される職員の当該新号給等を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2のアの表及びイの表の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては切替日の前日においてその者が旧号給等を受けていた期間(以下「切替前昇給期間」という。)とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては切替前昇給期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

6 前3項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き在職する職員のうち、切替日前に休職の終了により

復職を命ぜられた職員であって、現業職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）第3条の2第1項から第3項までの規定によりその例によることとされる、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第17条に規定する給料月額調整又は昇給期間の短縮を切替日後に受けることとなるものその他前3項の規定を適用した場合に部局内の他の職員と不均衡を生ずるものとして知事が別に定めるものの新号給等及びこれらを受けることとなる期間に通算されることとなる期間は、前3項の規定の適用を受ける者との均衡を考慮し、知事が別に定める。

（経過措置）

7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下「切替日給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、改正後の給与規則（以下「新給与規則」という。）第2条、第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、当該額が新給与規則第2条、第3条及び第3条の2の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規則第4条及び第8条の規定の適用については、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。

（現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正）

9 現業職員の給与の特例に関する規則（平成17年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項、第3条の2第4項及び第5項、<u>現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項並びに現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の5（その職務の級が1級である職員及び職務の級が2級である職員のうちその号給が5号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）</u></p>	<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項、第3条の2第4項及び第5項並びに現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の5（<u>現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)の適用を受ける職員であってその職務の級が1級であるものうちその号給が14号給以下であるもの及び同項第2号に掲げる現業職給料表(2)の適用を受ける職員であっ</u></p>

にあつては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1)及び(2) 略

てその給料月額の区分が第1類であるもの(以下「特定職員」という。)にあつては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1)及び(2) 略

附則別表第1 (附則第2項関係)

職員の区分	旧職務の級	号給又は給料月額	新職務の級
再任用職員 以外の職員	1級	11号給以下の号給	1級
		12号給から15号給までの号給	2級
		16号給以上の号給	3級
	2級		3級
	3級		3級
再任用職員	1級	第1類の給料月額	1級
		第2類の給料月額	2級
		第3類の給料月額	3級

附則別表第2 (附則第3項 - 附則第5項関係)

ア イに掲げる職員以外の職員

旧職務の級	旧号給等	期間の区分	新号給等	月数
1級	6号給		3号給	月
	7号給		4号給	
	8号給		5号給	
	9号給		6号給	
	10号給		7号給	
	11号給		8号給	
	12号給		3号給	
	13号給		4号給	
	14号給		5号給	
	15号給		6号給	
	16号給		4号給	
	17号給		5号給	
	18号給		6号給	
	19号給		7号給	
	20号給		8号給	
	22号給		9号給	
23号給	6月未満		9号給	+ 6
	6月以上		10号給	- 6
24号給	6月未満		10号給	+ 6

		6 月以上	11号給	- 6
	25号給	6 月未満	11号給	+ 6
		6 月以上	12号給	- 6
	27号給		12号給	+ 6
	28号給		13号給	
	29号給		14号給	
	30号給		15号給	
	31号給		16号給	
	32号給		17号給	
	33号給		18号給	
	34号給		19号給	
	35号給		20号給	
2 級	17号給		17号給	
	18号給		18号給	
	19号給		19号給	
	20号給		20号給	
	21号給		21号給	
	22号給		22号給	
	23号給		23号給	
	24号給		24号給	
	25号給		25号給	
	26号給		26号給	
3 級	24号給	12月未満	26号給	
		12月以上	27号給	- 12
	25号給	6 月未満	27号給	+ 6
		6 月以上	28号給	- 6
	430,600円	12月未満	29号給	
		12月以上	30号給	- 12
	434,100円	12月未満	31号給	
		12月以上	32号給	- 12
	437,600円	6 月未満	32号給	+ 12
		6 月以上	318,900円	- 6
	441,100円	6 月未満	318,900円	+ 18
		6 月以上	320,700円	- 6

備考 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

イ 切替日における職務の級が5級となる職員

旧号給等	期間の区分	新号給等	月数
24号給	12月未満	23号給	月
	12月以上	24号給	- 12

25号給	6月未満	24号給	+ 6
	6月以上	25号給	- 6
430,600円	18月未満	26号給	
	18月以上	384,200円	- 18
434,100円	18月未満	384,200円	+ 6
	18月以上	386,800円	- 18
437,600円	18月未満	386,800円	+ 6
	18月以上	389,400円	- 18
441,100円		389,400円	+ 6

備考 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

附則別表第3 (附則第7項関係)

平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の80
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の60
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の40
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の20

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第5号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下本則において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(職務の級) 第4条 略	(職務の級) 第4条 略

(海外随伴休暇)

第17条 条例第17条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

別表第1（第3条、第4条関係）

級別職務分類表

ア 略

イ 現業職員

職務の級	職 務
略	
2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、運転士、保守員又は操作員の職務
3 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、保守員又は操作員の職務

2 前項の規定にかかわらず、現業職員のうち地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の職務の級は、別表第1のイの職務の級の欄に掲げる1級とする。

(海外随伴休暇)

第17条 条例第17条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（再任用職員を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

別表第1（第3条、第4条関係）

級別職務分類表

ア 略

イ 現業職員

職務の級	職 務
略	
2 級	主任の職務
3 級	現業主幹の職務
4 級	困難な業務を行う現業主幹の職務

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

(職務の級等の切替え等)

2 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する現業職員の、切替日における改正後の企業局企業職員の給与に関する規程の規定による職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間については、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号。以下「一部改正規則」という。）附則第3項から第6項までの規定の適用を受ける職員の例による。

(経過措置)

3 前項の規定の適用を受ける職員のうち、同項の規定により定められる切替日における給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額については、一部改正規則附則第7項及び第8項の規定の適用を受ける職員の例による。

(企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

4 企業局企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年鳥取県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける企業局企業職員（企業局企業職員のうち、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「企業局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与月額、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第1項、給与規程第3条第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項、<u>企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県企業局管理規程第5号）附則第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項並びに給与規程第19条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">給 料 表</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">対 象 者</td> </tr> </table>	給 料 表	対 象 者	<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける企業局企業職員（企業局企業職員のうち、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「企業局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与月額、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第1項、給与規程第3条第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。）第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項並びに給与規程第19条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">給 料 表</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">対 象 者</td> </tr> </table>	給 料 表	対 象 者
給 料 表	対 象 者				
給 料 表	対 象 者				

略		略	
現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの	現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)	その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの
		現業給与規則第2条第1項第2号に掲げる現業職給料表(2)	その職務の級が1級である者のうちその給料月額が第1類であるもの

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 8月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下本則において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示及び削除項を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下本則において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下本則において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
(給料表)	(給料表)
第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおり	第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおり

りとする。

種 類	適 用 範 囲
略	
現業職給料表（別表第3）	自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

2 及び 3 略

(職務の級)

第4条 略

(海外随伴休暇)

第24条 条例第22条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

りとする。

種 類	適 用 範 囲
略	
現業職給料表（別表第3）	現業主幹、主任（現業職員に限る。） 、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、医療助手及び医療計算士
現業職給料表（2）	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 再任用職員

2 及び 3 略

(職務の級)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、現業職員のうち再任用職員の職務の級は、別表第6の職務の級の欄に掲げる1級とする。

(海外随伴休暇)

第24条 条例第22条第3項の企業管理規程で定める休暇は、職員（再任用職員を除く。）が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,600	218,200	262,300	313,800
2	124,300	226,200	270,800	323,700
3	128,100	234,600	279,400	333,600
4	131,900	243,500	288,000	343,300
5	134,400	252,500	296,400	352,700

6	138,800	260,900	304,800	361,900
7	143,300	279,400	310,900	370,900
8	148,500	288,000	320,200	379,600
9	154,300	296,400	329,500	388,000
10	160,200	304,800	338,700	395,300
11	166,500	310,900	348,000	404,600
12	177,400	320,200	357,200	413,200
13	184,400	329,500	366,100	421,100
14	190,200	338,700	374,800	426,900
15	195,500	348,000	382,300	432,500
16	205,700	357,200	387,800	436,300
17	213,300	366,100	392,800	440,000
18	221,100	374,800	400,500	443,900
19	229,000	382,300	405,200	447,500
20	236,400	387,800	409,400	451,100
21	252,500	392,800	412,900	
22	260,900	396,200	416,600	
23	269,300	399,700	420,100	
24	277,600	403,100	423,600	
25	285,700	406,500	427,100	
26	296,400	409,900		
27	304,800	413,300		
28	313,100	416,700		
29	321,100			
30	328,500			
31	335,900			
32	343,100			
33	348,600			
34	353,300			
35	357,300			
36	360,600			
37	363,400			
38	366,300			
39	368,800			
40	371,300			
41	373,800			
42	376,400			
43	379,000			
44	381,600			

イ 現業職給料表 (2)

職務の級	給 料 月 額		
	第 1 類	第 2 類	第 3 類

1 級	150,100円	187,400円	215,300円
-----	----------	----------	----------

別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

職員の 区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	-	-	184,400
	2	134,400	170,700	191,400
	3	138,800	177,400	198,600
	4	143,300	184,400	205,700
	5	148,500	190,200	213,300
	6	154,300	195,500	221,100
	7	160,200	200,700	229,000
	8	166,500	205,800	236,400
	9	171,100	210,700	242,800
	10	174,600	215,100	249,200
	11	177,600	219,500	255,400
	12	180,300	223,700	260,900
	13	182,800	228,000	266,400
	14	184,800	231,200	271,400
再任用 職員以 外の職 員	15	186,800	234,100	276,500
	16	188,400	237,200	281,000
	17		240,100	285,000
	18		243,000	288,700
	19		244,800	291,900
	20			294,200
	21			296,100
	22			298,100
	23			300,000
	24			302,000
	25			303,900
	26			305,700
	27			307,600
	28			309,600
	29			311,500
	30			313,400
	31			315,300
	32			317,100
再任用 職 員		150,100	187,400	215,300

別表第6 (第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

別表第6 (第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手の職務
2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手の職務
3 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手の職務

別表第 8 (第 5 条関係)

ア 略

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、医療助手及び医療計算士の職務
2 級	主任の職務
3 級	現業主幹の職務
4 級	困難な業務を行う現業主幹の職務

別表第 8 (第 5 条関係)

ア 略

イ 現業職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,200円。 ただし、1号給から11号給まで 5,100円 12号給から15号給まで 6,500円 16号給から20号給まで 8,500円 21号給から25号給まで 9,800円
2 級	10,800円。 ただし、1号給から6号給まで 9,800円 7号給から10号給まで 10,200円
3 級	11,300円。 ただし、1号給から6号給まで 10,200円 7号給から17号給まで 10,800円
4 級	11,900円。 ただし、1号給から9号給まで 11,300円

ウ 現業職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	第1類 5,100円 第2類 6,500円 第3類 8,500円

イ 現業職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給 8,298円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この規程の施行の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧職務の級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新職務の級」という。)は、当該職員に適用される職員の区分、旧職務の級及びその者が切替日の前日において受けていた号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)に応じ、同表の新職務の級の欄に定める新職務の級とする。

(号給等の切替え等)

3 前項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2の期間の区分の欄に期間の定めのある旧号給等であるものの切替日における号給又は給料月額(以下「新号給等」という。)は、旧職務の級、旧号給等及び旧号給等を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給等の欄に定める新号給等とする。

4 附則第2項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2の期間の区分の欄に期間の定めのない旧号給等であるものの新号給等は、旧職務の級及び旧号給等に応じ、同表の新号給等の欄に定める新号給等とする。

5 附則第3項又は前項の規定により新号給等を決定される職員の当該新号給等を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては切替日の前日においてその者が旧号給等を受けていた期間(以下「切替前昇給期間」という。)とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては切替前昇給期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

6 前3項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き在職する職員のうち、切替日前に休職の終了により復職を命ぜられた職員であって、鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)第6条第2項の規定により現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の適用を受ける者の例により職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第17条に規定する給料月額の調整又は昇給期間の短縮を切替日後に受けることとなるものその他前3項の規定を適用した場合に他の職員と不均衡を生ずるものとして管理者が別に定めるものの新号給等及びこれらを受けることとなる期間に通算されることとなる期間は、前3項の規定の適用を受ける者との均衡を考慮し、管理者が別に定める。

(経過措置)

7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下「切替日給料月額」という。)が切替日の前日を受けていた給料月額(以下「切替前給料月額」という。)に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、改正後の給与規程(以下「新給与規程」という。)第3条、第4条及び第6条第2項の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。ただし、当該額が新給与規程第3条、第4条及び第6条第2項の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規程第22条及び第26条の規定の適用については、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。

(病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

9 病院局企業職員の給与の特例に関する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前														
<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局企業管理規程第7号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「病院局特定任期付職員」という。)を除く。以下「職員」という。)の給料月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第6条第1項の規程によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第11項、給与規程第6条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)第3条の2第4項及び第5項、<u>鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項並びに給与規程第25条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給 料 表</th> <th style="text-align: center;">対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現業職給料表</td> <td>(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	給 料 表	対 象 者	略		現業職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの	<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局企業管理規程第7号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「病院局特定任期付職員」という。)を除く。以下「職員」という。)の給料月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第6条第1項の規程によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第11項、給与規程第6条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)第3条の2第4項及び第5項並びに給与規程第25条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給 料 表</th> <th style="text-align: center;">対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現業職給料表(1)</td> <td>その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表(2)</td> <td>その職務の級が1級である者のうちその給料月額の区分が第1類であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	給 料 表	対 象 者	略		現業職給料表(1)	その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの	現業職給料表(2)	その職務の級が1級である者のうちその給料月額の区分が第1類であるもの
給 料 表	対 象 者														
略															
現業職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの														
給 料 表	対 象 者														
略															
現業職給料表(1)	その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの														
現業職給料表(2)	その職務の級が1級である者のうちその給料月額の区分が第1類であるもの														

職員の区分	旧職務の級	号給又は給料月額	新職務の級
再任用職員 以外の職員	1 級	11号給以下の号給	1 級
		12号給から15号給までの号給	2 級
		16号給以上の号給	3 級
	2 級		3 級
	3 級		3 級
再任用職員	1 級	第 1 類の給料月額	1 級
		第 2 類の給料月額	2 級
		第 3 類の給料月額	3 級

附則別表第 2 (附則第 3 項 - 附則第 5 項関係)

旧職務の級	旧号給等	期間の区分	新号給等	月数
1 級	6号給		3号給	月
	7号給		4号給	
	8号給		5号給	
	9号給		6号給	
	10号給		7号給	
	11号給		8号給	
	12号給		3号給	
	13号給		4号給	
	14号給		5号給	
	15号給		6号給	
	16号給		4号給	
	17号給		5号給	
	18号給		6号給	
	19号給		7号給	
	20号給		8号給	
	22号給		9号給	
	23号給	6月未満	9号給	+ 6
		6月以上	10号給	- 6
	24号給	6月未満	10号給	+ 6
		6月以上	11号給	- 6
	25号給	6月未満	11号給	+ 6
		6月以上	12号給	- 6
	27号給		12号給	+ 6
	28号給		13号給	
29号給		14号給		
30号給		15号給		
31号給		16号給		
32号給		17号給		
33号給		18号給		
34号給		19号給		

	35号給		20号給	
2 級	17号給		17号給	
	18号給		18号給	
	19号給		19号給	
	20号給		20号給	
	21号給		21号給	
	22号給		22号給	
	23号給		23号給	
	24号給		24号給	
	25号給		25号給	
	26号給		26号給	
	27号給		27号給	
	28号給		28号給	
3 級	24号給	12月未満	26号給	
		12月以上	27号給	- 12
	25号給	6月未満	27号給	+ 6
		6月以上	28号給	- 6
	430,600円	12月未満	29号給	
		12月以上	30号給	- 12
	434,100円	12月未満	31号給	
		12月以上	32号給	- 12
	437,600円	6月未満	32号給	+ 12
		6月以上	318,900円	- 6
	441,100円	6月未満	318,900円	+ 18
		6月以上	320,700円	- 6

備考 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

附則別表第3 (附則第7項関係)

平成19年 3月31日まで	100分の100
平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで	100分の80
平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで	100分の60
平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	100分の40
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで	100分の20